平成２７年２月３日

オープンカウンタ公告

１　オープンカウンタ番号　　オ２７０２０３

２　件　名　　業務用機器（ノートパソコン２台外一式）の購入

３　案件の提示場所

ホームページにて提示及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校１号館１階　経理課前掲示板（東京都小平市小川西町２－３２－１）にて掲示することとする。

４　競争参加資格

見積書提出期限までに、平成２５・２６・２７年度各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）の**「物品の製造」**又は**「物品の販売」**で営業品目**「電子計算機類」**、**「精密機器類」**又は**「事務用機器類」**のいずれかの「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。

５　仕様説明会の有無　　無

６　仕様等に対する質問

（１）この仕様等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

①　受領期間　　平成２７年２月３日（火）～平成２７年２月６日（金）正午まで。
持参する場合は、上記期間の土日祝日を除く毎日、午前１０時から正午まで及び午後１時から午後４時まで（最終日の平成２７年２月６日は正午まで）。

②　提出場所　　下記10に同じ。

③　提出方法　　書面は持参、又は郵送（書留郵便等発送履歴が残るかたちとすること。）、もしくは、ＦＡＸ、又は電子メールにより提出すること。（上記①の期間内に必着のこと。）

※ＦＡＸ、又は電子メールにより送信する場合は、送信後、必ず下記10で指定した場所に電話し、受信を確認すること。

※ＦＡＸ、又は電子メールの件名は『「オ２７０２０３業務用機器（ノートパソコン２台外一式）の購入」に係る質問』とすること。

（２）上記（１）の質問に対する回答は、当校ホームページに掲載する。

①　回答（掲載）予定日時　　平成２７年２月１２日（木）を予定

（３）見積結果の開披後、不明の点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

７　見積書の提出期限、提出場所、提出方法等

（１）期　　限：平成２７年２月１８日（水）　正午まで

（２）場　　所：職業能力開発総合大学校　経理課　見積書投函箱
［〒187-0035 東京都小平市小川西町２－３２－１］

（３）方　　法：持参（上記期限内における平日の、１０時から正午まで及び１３時から１６時まで。）又は郵送（書留郵便に限る。上記期限内必着。封筒表に「オープンカウンタ見積在中」と朱記。）

（４）見積書の様式：オープカウンタ参加者の自社の見積書（任意様式）とする。なお、次の枠内①～④の事項を必ず記載すること。

①オープンカウンタ番号、②調達件名、③金額（税抜金額）、
④金額の内訳（見積書に記載できない場合は、別紙として添付）

（注意１：見積書の日付は提出日）
（注意２：見積書の提出時には、必ず全省庁統一資格の写しを添付すること）
（注意３：見積書には、必ずオープンカウンタ参加者の連絡担当者の名刺を添付すること）

８　見積結果の開披日及び場所
（１）日時：平成２７年２月２３日（月）１３時　から１週間
（２）場所：職業能力開発総合大学校　経理課（閲覧方式。ただし、契約予定者には別途通知）

９　契約書等提出の有無　　請書(案)、談合等の不正行為に関する特約条項（案）（別添）

10　問い合わせ先　　職業能力開発総合大学校　経理課　経理第３係
東京都小平市小川西町２－３２－１
電話：042-346-7615　　FAX：042-346-7250　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：keiri@uitec.ac.jp

11　その他
見積書の提出に当たっては、オープンカウンタ方式参加心得書を熟読すること。
http://www.jeed.or.jp/information/download/opencounter.pdf

請　　書（案）

平成２７年２月　　日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
職業能力開発総合大学校
　契約担当役校長　古川　勇二　殿

住所

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

契約金額　￥＿＿＿＿＿＿＿＿－
（内消費税及び地方消費税の額 ￥＿＿＿＿＿＿）

内　　容	数　量	単　価	金　　額	備　考
業務用機器（ノートパソコン２台外一式）の購入	一式	－	円	仕様書のとおり

上記の役務等の提供については、次の各条件を承諾し、かつ遵守することを約して、この請書を提出いたします。

１　履行場所　　職業能力開発総合大学校指定場所

２　履行期限　　平成２７年３月３１日（火）

３　提供する役務等は、すべて指定（仕様書）のとおりであって、検査を担当する職員（以下「検査員」という。）の検査に合格したものでなければならない。

４　次の各号の１に該当するときは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）契約担当役においてこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、違約金として当該契約金額の１００分の１０に相当する金額を納付すること。ただし、情状によりこの違約金を減額し又は免除することがある。

（１）期限内に役務等の提供が完了しないとき。

（２）検査の際に検査員の職務遂行を妨げ、又は不正の行為があったとき。

（３）受注者から解約を申し出てこれを認めたとき。

５　役務等の提供後一年以内にその役務等にかくれた瑕疵又は指定に適合しないものを発見したときは、機構の係員の指示に従って、役務を提供するか若しくは機構契約担当役において算出した金額を損害賠償として支払わなければならない。

６　期限内に役務等を完了しない場合は、天災地変その他受注者の責に帰し難い事由を除き、遅滞金を徴し、延期許可することがある。遅滞金は契約金額の年５％の割合とし、履行期限の翌日から完了の日までの日数により計算した金額とする。ただし、その遅滞金に１００円未満の端数があるとき、又はその総額が１００円未満であるときは、その額を徴収しないことができる。

談合等の不正行為に関する特約条項（案）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校　契約担当役校長　古川勇二（以下「甲」という。）及び＿＿（以下「乙」という。乙が共同企業体である場合にあっては、構成員を含む。）が、平成２７年２月　　日付けで締結した「業務用機器（ノートパソコン２台外一式）の購入」の契約（以下「本契約」という。）について、談合等の不正行為に関し、次の特約条項を締結する。

（談合等の不正行為に係る契約の解除）

第１条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 13 項若しくは第 16 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二　乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 2 第 13 項又は第 16 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第２条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とし、本契約が単価契約又は契約期間が複数年度にわたる契約である場合には、それぞれ契約期間内において支払う金額の総額を契約金額と見なす。）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第 66 条第 4 項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確

定したとき。

三　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 13 項又は第 16 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四　乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 3 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。

2　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、甲がその超過分の損害につき乙に請求することを妨げるものではない。

3　前各項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

（違約金に関する遅延利息）

第３条　乙が前条に規定する違約金及び第２項に定める損害賠償金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 5%の割合で計算した額の支払い遅延利息を甲の請求に基づき支払わなければならない。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成２７年　　月　　日

甲　　東京都小平市小川西町２－３２－１
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
職業能力開発総合大学校
契約担当役校長　　古　川　　勇　二　　㊞

乙

㊞

業務用機器（ノートパソコン２台外一式）の購入
仕 様 書

平成２７年２月

独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構
職業能力開発総合大学校

1　概要

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校（以下「職業大」という。）は、職業能力開発促進法に基づき設置された厚生労働省所管の大学校である。職業大では、職業能力開発教材ユニット（ユニット7）において、指導員養成課程（長期養成課程、短期養成課程、高度養成課程）、指導員研修等の訓練、教材作成に使用する機器を仕様書のとおり導入する計画である。

ついては、導入機器は本仕様書に示す機能・性能等要件及び当該要件に係る質問書に対する回答において要求する機能・性能等要件を満たすものとする。

2　要求要件

2．1基本要件

（1）中古品及び改造品は不可とし、メーカーのカタログに掲載されている市販品であること。かつ信頼性が高く最新のものが望ましい。

2．2詳細要件

（1）ノート型パソコン　2式

①ノート型パソコン本体　2台（東芝製　Dynabook 型式 PTB95NG-LHA 又はこれと相当品）
以下の仕様を有すること（以下は1式あたりの仕様）。

ア　OS	a）Windows8.1 Update 64bit
イ　CPU	a）インテル® Core™ i7-4710HQ プロセッサー 2.50GHz(インテル®ターボブーストテクノロジ 2.0 に対応：最大 3.50GHz)
	b）4 コア/8 スレッド(インテル®ハイパースレッディング・テクノロジ対応
	c）インテル®スマート・キャッシュ 6MB
ウ　ﾒﾓﾘ	a）標準 16GB(8GB×2)/ 最大 16GB
	b）PC3L-12800(DDR3L-1600)対応 SDRAM、デュアルチャネル対応
エ　ﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲ	a）タッチパネル付 15.6 型ワイド(16:9)
	b）Ultra HD(4K)TFT カラー　Clear SuperView
	c）LED 液晶(省電力 LED バックライト)
	d）3,840×2,160 ドット
オ　ｸﾞﾗﾌｨｯｸ	a）AMD Radeon™ R9 M265X
カ　ｷｰﾎﾞｰﾄﾞ	a）106 キー(JIS 配列準拠)(テンキー付き)（バックライトキーボード
	b）キーピッチ:19mm、キーストローク:1.5mm
	c）抗菌対応[(試験方法)JIS Z 2801:2010 に基づく]
キ　ﾊｰﾄﾞﾃﾞｨｽｸ	a）1TB ハイブリッドドライブ（HDD<5,400rpm、Serial ATA 対応>+NAND 型フラッシュメモリ）
ク ドライブ	a）ブルーレイディスクドライブ（BDXL™ 対応、DVD スーパーマルチドライブ機能対応）
ケ　通信機能	a）LAN 1000Base-T/100Base-TX/10Base-T(自動認識)
	b）無線 LAN　IEEE802.11a/b/g/n/ac 準拠(Wi-Fi 準拠、WPA/WPA 対応、WEP 対応、AES 対応、TKIP 対応)
	c）　Bluetooth Bluetooth® ワイヤレステクノロジーVer4.0 対応プロファイル(GAP、SPP、SDAP、AVRCP、DUN、OPP、GAVDP、PAN、HCRP、HID、A2DP、HFP、GATT、HOGP、ScPP)

コ	サウンド機能	a) インテル® ハイ・デフィニション・オーディオ準拠 b) harman/kardon®ステレオスピーカー、モノラルマイク
サ	インタフェース	a) ヘッドホン出力端子×1 b) マイク入力/オーディオ入力端子×1 c) USB3.0×4 d) LAN(RJ45)×1 e) HDMI 出力端子×1
シ	Web カメラ	a) 有効画素数　約 92 万画素
ス	セキュリティ機能	a) BIOS パスワード b) HDD パスワード c) セキュリティロック・スロット
セ	電源	a) リチウムイオン（バッテリーパック） b) 駆動時間　約 3.6 時間 c) 充電時間約 4.0 時間(電源 OFF 時）/約 12.0 時間（電源 ON 時) d) AC アダプター　AC100V～240V、50/60Hz
ソ	標準消費電力	a) 約 21W(120W)
タ	環境条件	a) 温度 5～35℃、湿度 20～80％（ただし、結露しないこと）
チ	外形寸法	a) 377.5mm(W)×244mm（D）×27.9mm（H）以内（突起部含まず）
ツ	質量	a) 2.4kg（本体バッテリーパック内蔵）のみ
テ	主な付属品	a) AC アダプター b) 電源コード c) 取扱説明書 d) 保証書 e) Office Home and Business Premium プラス Office365 サービス パッケージ f) Adobe® Photoshop® Lightroom® 5Application Disc セット
ト	その他	a) メーカーの標準保証を付けること。

②10.1インチタブレットインナーケース　1個
（エレコム　TB-02ZSBIBHBK　又はこれと相当品）

3　納入場所

（1）設置場所

イ　施設名　職業能力開発総合大学校

ロ　所在地

〒187－0035　東京都小平市小川西町2-32-1

TEL：０４２－３４６－７６１５　FAX：０４２－３４６－７２５０

ハ　納入場所

4号館3階　教員研修室3

4　搬入、据付、稼働調整及び動作確認

（1）導入完成期限

平成２７年３月３１日（火）

（2）工程表の作成

受注者は、契約締結後、速やかに担当者と機器の搬入及び動作確認等のスケジュール調整を

行うこと。

（３）搬入、据付、稼働調整及び動作確認等

イ　受注者は、本導入機器の搬入及び確認を自らの責任と負担で行うこと。

ロ　機器搬入時には、必要に応じ養生を行うこと。また、搬入口の対象となる経路、その他損害の恐れのある場所についても養生を行うこと。

なお、搬入に際し発生した不用品についての廃棄を行うこと。

５　保証等

受注者は、機器の引渡し完了の翌日から、以下の事項（メーカー標準保証及びサポートの範囲を想定）について行うものとする。

なお、保証等に関する本規定は、受注者の担保責任、その他の契約法上の責任を排除するものではなく、職業大は債権者としての権利を留保するものとする。

（１）機器の安定的な運用を担保し得る体制の確保。

（２）本仕様書に定める技術的支援等を十分に実施し得る体制の確保。

（３）本仕様書に定める性能の維持、運用要件を満たす体制の確保。

（４）機器の運営、機能向上等の各種相談に対する一元化された窓口の確保。

（５）引渡しから１年以内の受注者及び製造者側に起因する欠陥、故障については、受注者において無償で対応すること。

６　その他

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、環境に配慮した物品を納入するように配慮すること。

以上